

お知らせ 4月12日(日)は県議会議員選挙の投票日

投票時間	投票所名
7時～19時	吉田・桜島・東桜島・喜入・松元・郡山支所管内の投票所、三船公民館、柳ヶ谷公民館、火の河原分校あと
7時～20時	上記以外の投票所

- ◇本市で投票できる人
 - ・平成7年4月13日までに生まれた人で、平成27年1月2日までに住民登録をし、引き続き本市に住んでいる人
 - ・本市の選挙人名簿に登録されていた人で、平成26年12月4日以降に県内の他市町村に転出したが、まだ転出先市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、本市で投票できる場合がありますのでお問い合わせください(このとき、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要)
 - ◇3月20日までに市内間の住民異動届をした人は新しい住所地で、3月21日以降に届け出をした人は前の住所地で投票してください
 - ◇投票所整理券は世帯ごとに発送されます。整理券がなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票できます(期日前投票も)
- 【選挙管理委員会事務局 216-1470・1471(FAX216-1472)】

投票日に都合が悪いときは期日前投票を

市役所本庁、各支所に加えて、鹿児島大学と勤労者交流センター(よかセンター)でも期日前投票ができますようになります。

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁	4月4日(土)～11日(土)	8時30分～20時
市役所各支所(9カ所)	4月5日(日)～11日(土)	8時30分～20時 ※東桜島支所は17時まで
鹿児島大学【新規】	4月8日(水)・9日(木)	10時～17時
勤労者交流センター(よかセンター)【新規】	4月9日(木)～11日(土)	9時～20時

鹿児島大学の学習交流プラザ

お知らせ 軽自動車税にかかる税制改正

平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)では、「二輪車に係る税率の引き上げの一年延長」や「平成27年度に新規取得した軽四輪などについて燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入」が示されています。詳細がわかり次第、お知らせします。

【市民税課 216-1172(FAX216-1177)】

申告期間は3月16日(月)まで

市・県民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告はお済みですか？

現在、平成27年度の市・県民税の申告を受け付けています。期限間近は受付会場が大変混雑しますので、早めに手続きをお済ませください。申告は郵送でもできます。

※所得税および復興特別所得税の確定申告をした人は、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません

	市・県民税の申告	所得税および復興特別所得税の確定申告
受付会場	市役所本館2階講堂、各支所税務課(係)	鹿児島県市町村自治会館4階の確定申告会場
受付時間	8時30分～17時15分 ※土・日曜日を除く	9時～16時 ※土・日曜日を除く
申告に必要なもの	◇A・回共通で(1)～(3)が必要、回は(4)～(6)も必要 (1)申告書が届いている人はその申告書、印鑑、筆記用具 (2)収入や必要経費を確認できる書類 ※所得税の確定申告のときは収支内訳書や源泉徴収票(原本)など (3)平成26年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの支払証明書や領収書など (4)平成26年中に住宅を取得するなどして、住宅借入金等特別税額控除を受ける人は、①取得した建物や土地の登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)、②売買(請負)契約書の写し、③住民票の写し、④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (5)税金の還付を受ける人の預貯金通帳の口座(記号)番号 (6)電卓(お持ちの人)	
問い合わせ先	市民税課216-1173～1176、各支所の税務課(係)	◇税に関する相談は鹿児島税務署255-8111かタックスアンサーホームページ(http://www.nta.go.jp/taxanswer/)へ ◇申告書の作成などは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(http://www.nta.go.jp/)へ



証明書の発行は市民サービスステーションもご利用ください

- ◇鹿児島中央駅市民サービスステーション
 - 場所：鹿児島中央駅西口1階
 - の出逢い杉前、電話：285・5502
- ◇鴨池市民サービスステーション
 - 場所：ダイエー鹿児島店(鴨池二丁目)2階、電話：250・7595

- ◇取得証明書の写し、①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③公的年金受給者現況届などの記載事項証明書、④印鑑登録証明書、⑤戸籍・除籍全部(個人事項証明書、⑥除籍・改製原戸籍謄本(抄本)、⑦戸籍の附票の写し、⑧身分証明書、⑨受理証明書
- ◇受付時間 10時～18時30分
- ◇休所日 水曜日
- ◇平日の17時15分以降と土・日曜日や祝日に受け付けた⑤～⑨の証明書は後日の交付となります

本人通知制度を利用しませんか

住民票の写しや戸籍の謄抄本などを第三者に交付したとき、事前に登録した人にその事実を通知する制度です。

◇登録できる人 本市に住民登録が本籍がある人

◇手続きに必要なもの 申請者の本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証など) ※本人以外が申請するときは委任状などが必要

◇受付場所 市民課、各支所、市民サービスステーション

【市民課 216・1217】

住民票の写しなどの証明書は電話予約ができます

- ◇取り扱う証明書 住民票の写し(住民票コード入り、除票を除く)、現在戸籍の全部事項(謄本)、個人事項抄

区	時間	必要なもの
本庁市民課	216・1217・1218	12時～17時
谷山支所市民課	269・0213	17時15分まで
伊敷支所総務市民課	229・2115	必要なもの 印鑑と手数料、本人確認書類(運転免許証など)
東桜島支所総務市民課	221・2111	予約専用電話
吉野支所総務市民課	244・7111	本庁市民課
吉田支所総務市民課	294・1212	谷山支所市民課
桜島支所総務市民課	293・2347	伊敷支所総務市民課
喜入支所総務市民課	345・3754	東桜島支所総務市民課
松元支所総務市民課	278・2114	吉野支所総務市民課
郡山支所総務市民課	298・2113	吉田支所総務市民課
		桜島支所総務市民課
		喜入支所総務市民課
		松元支所総務市民課
		郡山支所総務市民課

お知らせ バイク・軽自動車の廃車届や名義変更

- ◇軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます
- ◇次のようなとき、廃車届などの手続きをしないと、いつまでも所有者に税金がかかります
 - ①使用不能の車両をそのままにしている、
 - ②ナンバープレートをつけたまま廃棄処分した、
 - ③譲渡したが名義を変更していない、
 - ④盗難にあった

区分	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車	市民税課 216-1172、各支所税務課(係)	①印鑑、②車名・車台番号・排気量、③ナンバープレート ※名義変更のときは新所有者の印鑑も必要
軽二輪、軽三輪、軽四輪、自動二輪	軽二輪・軽三輪・軽四輪は軽自動車協会261-4011、自動二輪は九州運輸局050-5540-2089	

◇一定の要件に該当する身体障害者などへの課税免除制度など、詳しくは市民税課 216-1172(FAX216-1177)、各支所の税務課(係)へ

